

尾道市道路位置指定等要領を次のように定める。

平成30年9月10日

尾道市長 平谷祐宏

尾道市道路位置指定等要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（以下「道路位置指定」という。）、変更及び廃止の申請に係る手続について尾道市建築基準法施行細則（平成20年規則第29号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

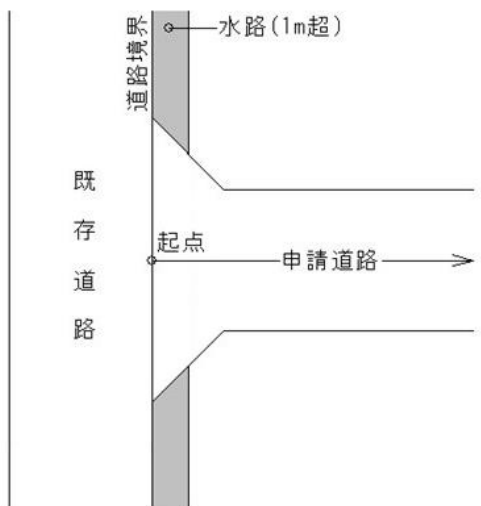
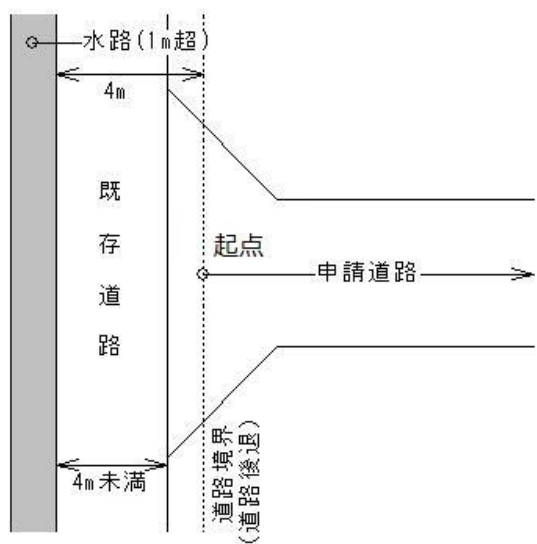
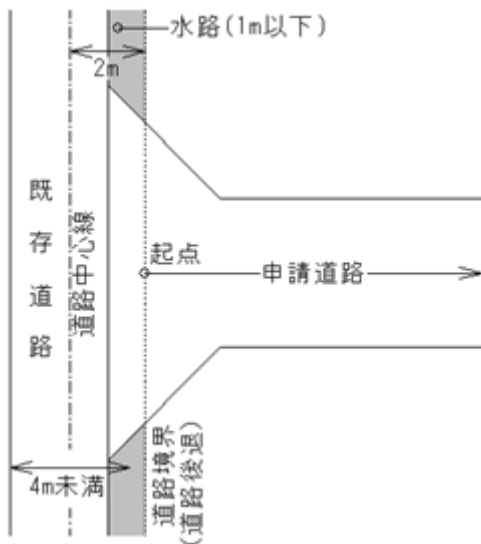
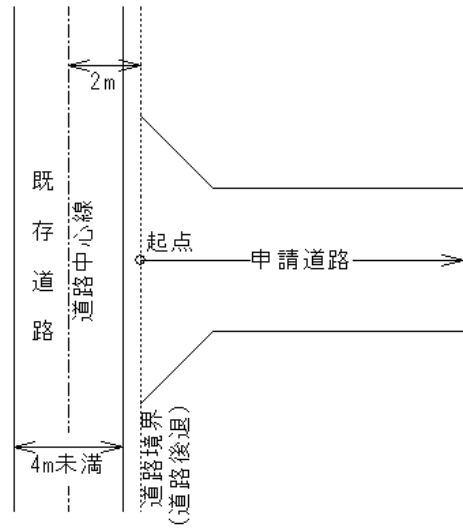
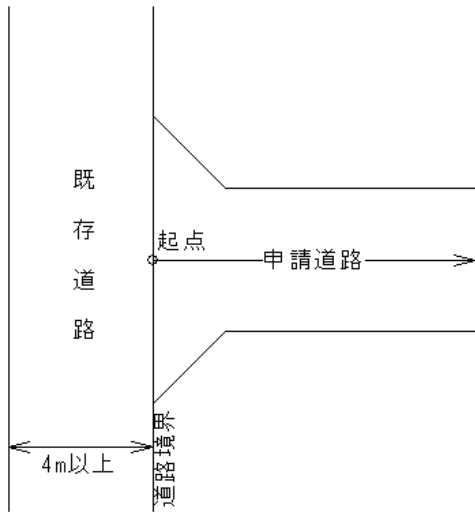
第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 位置指定道路 道路位置指定を受けた道（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第144条の4第1項第1号ハの規定により設けられる転回広場を含む。）をいう。
- (2) 変更 位置指定道路の区域を拡大して道路位置指定を行うこと又は一部廃止を行うことをいう。
- (3) 廃止 位置指定道路の全部について道路位置指定を取り消すことをいう。

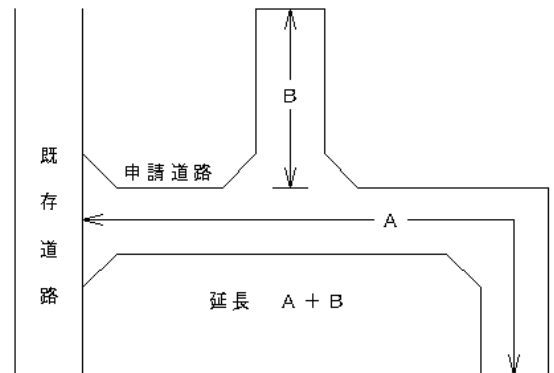
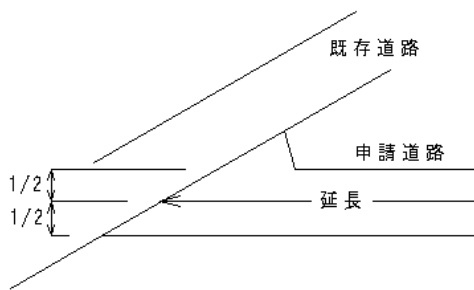
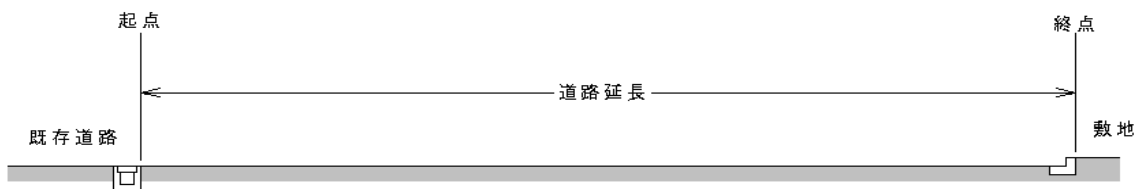
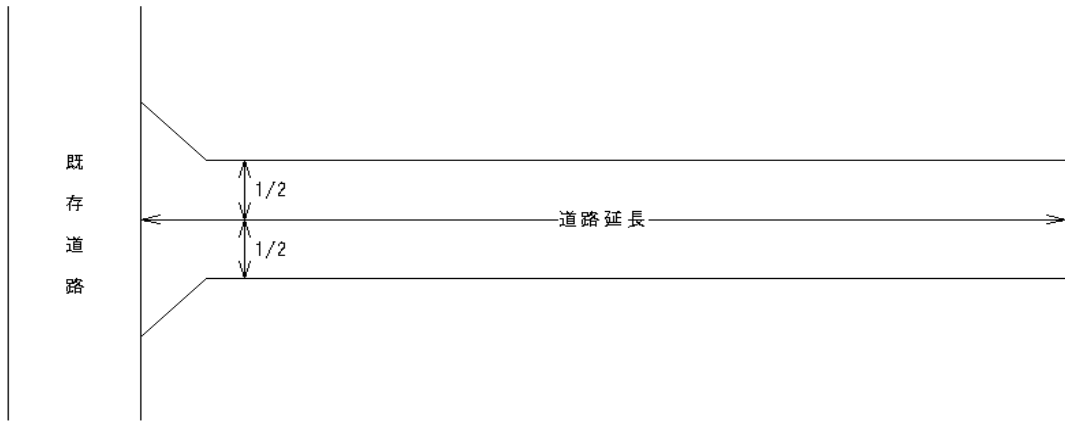
(一般基準)

第3条 道路位置指定を受けようとする道路（以下「申請道路」という。）の一般基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請道路の起点 接続する既存道路の境界線（法第42条第2項又は第3項の規定により道路の境界線が定められている場合は、その境界線）とする。

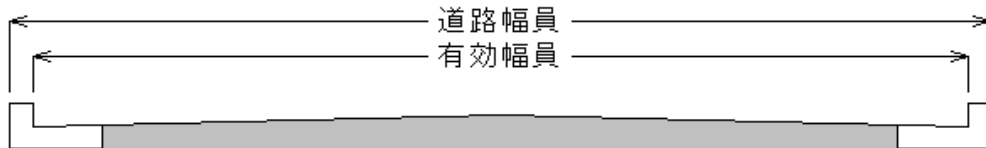


(2) 申請道路の延長 申請道路の起点(すみ切り部分及び転回広場部分を除く。)中心から終点の中心までを当該道路の中心線に沿って測り、勾配があるときは水平距離とする。

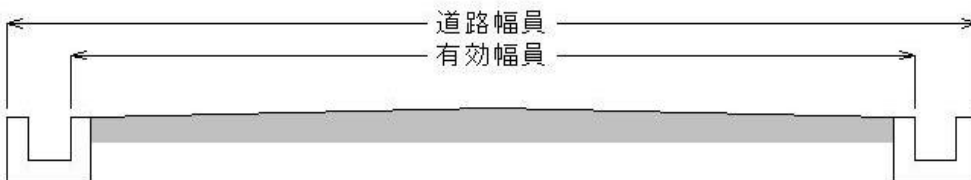


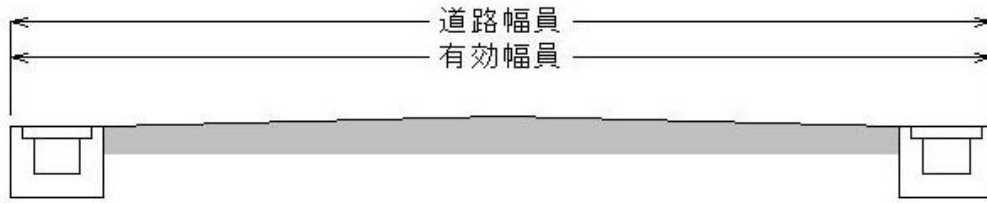
(3) 申請道路の幅員 道路の中心線に直角に測り、有効幅員を4メートル以上確保しなければならない。

ア L型側溝

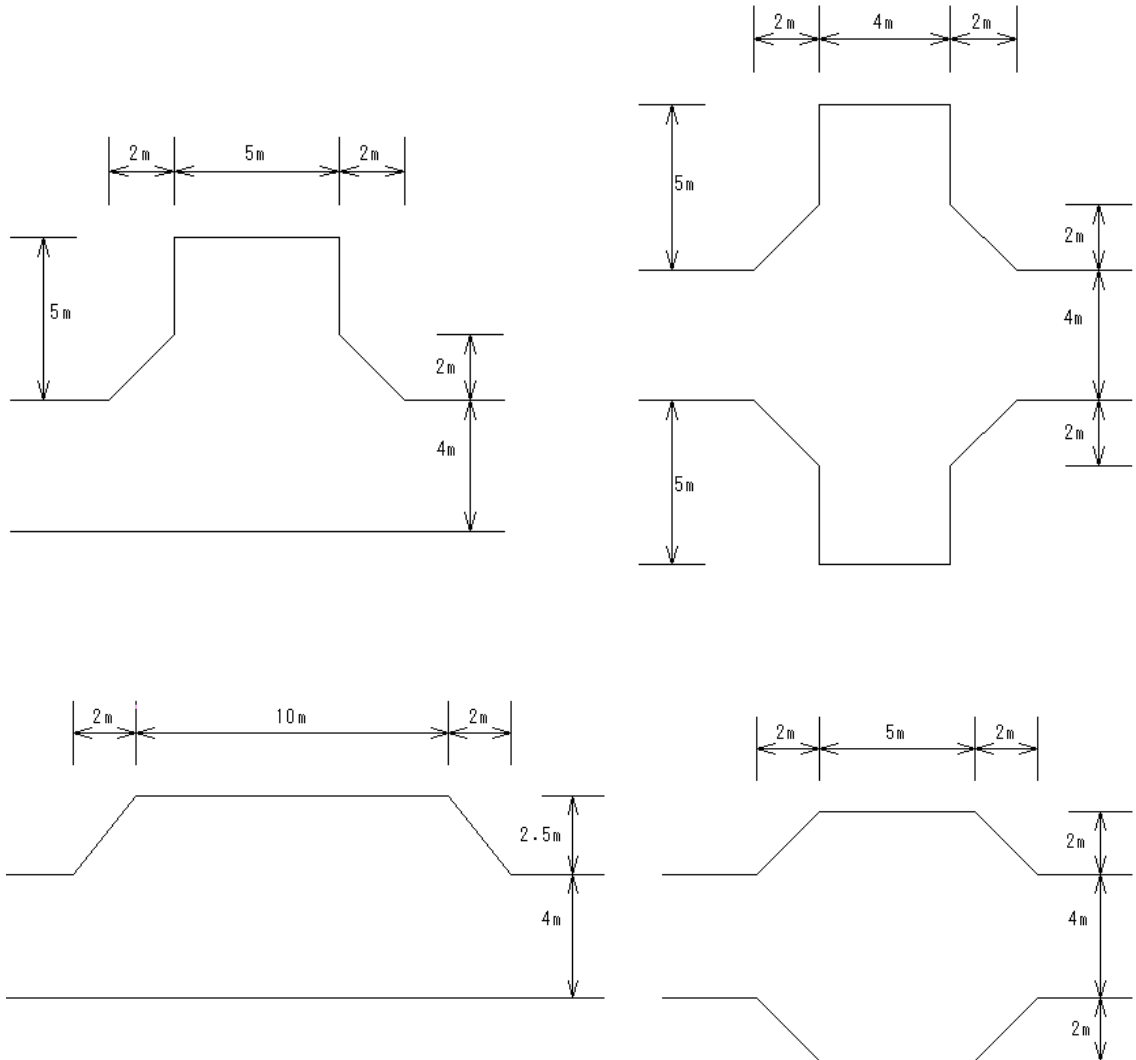


イ U字側溝

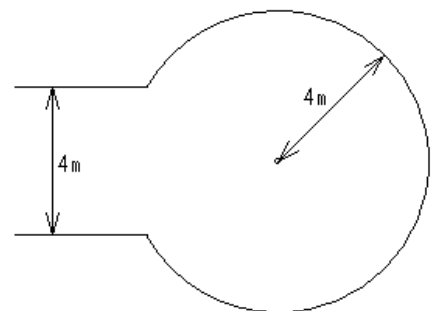
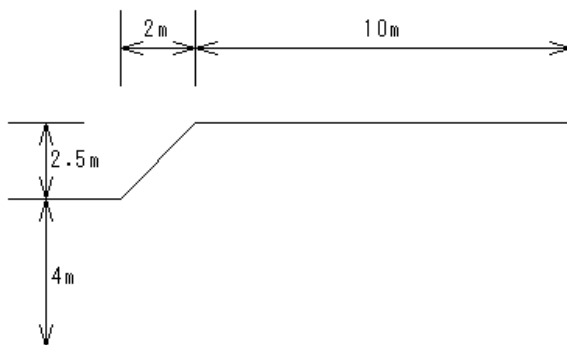
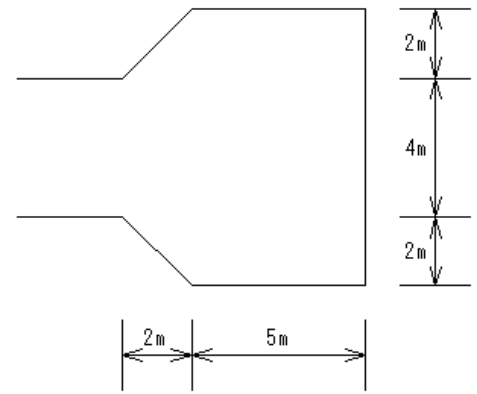
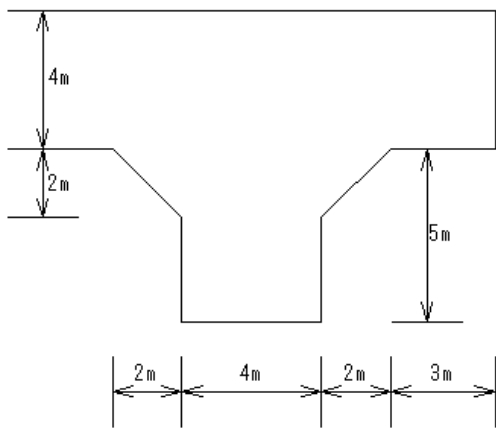
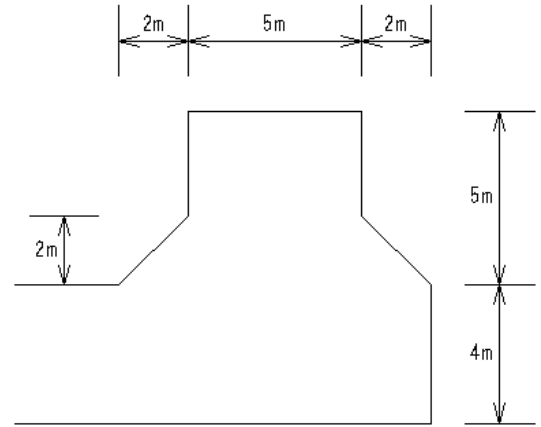
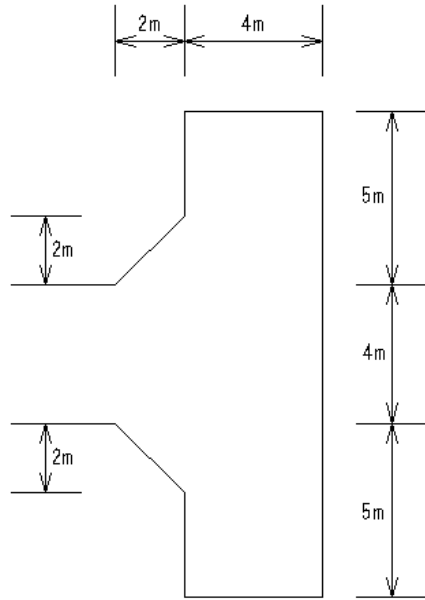




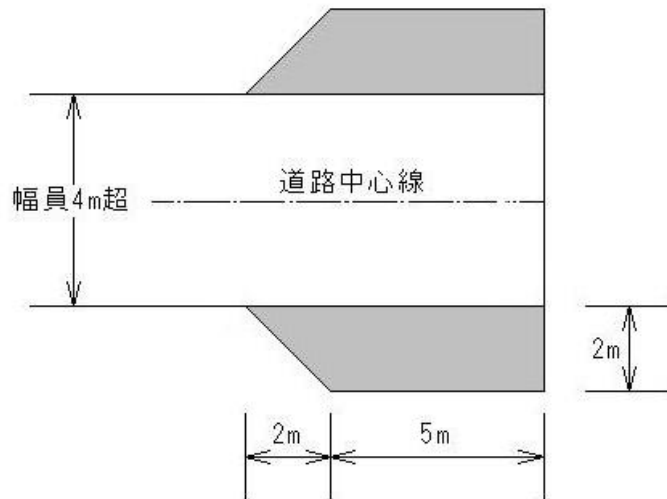
(4) 申請道路の転回広場 申請道路の転回広場の形態及び位置は、原則として次の図のとおりとし、数値は有効幅員とする。
(中間)



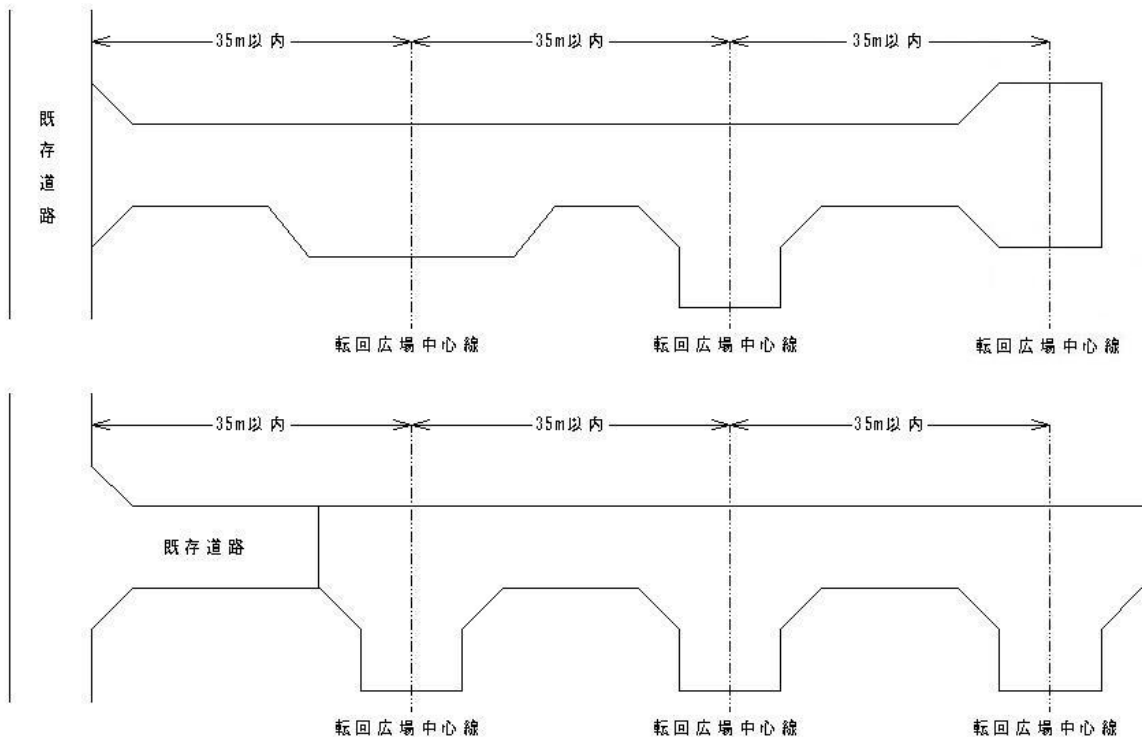
(終端)



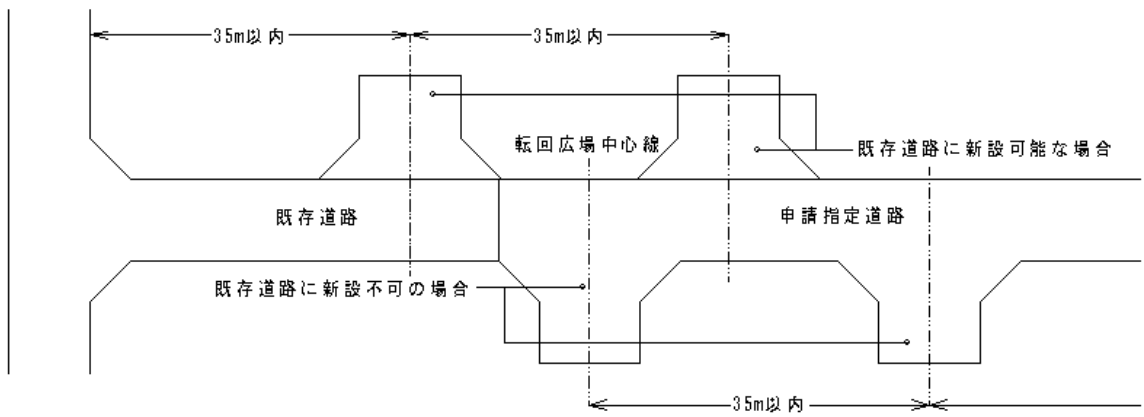
(幅員が4メートルを超える場合)



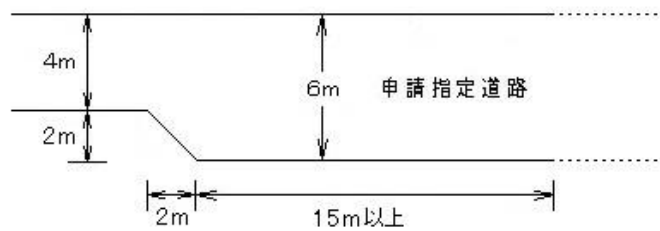
(位置)



ア 既存の袋路状道路（幅員が6メートル以上の場合を除く。）に指定道路を接続する場合で、当該既存道路の延長が35メートルを超えるものにあつては、当該既存道路に接続する転回広場を新たに設置するものとする。ただし、既存道路に転回広場を新たに設置することが著しく困難であることが認められる場合において、既存の袋路状道路の終点に最も近い箇所（申請指定道路を含む。）にこれを設置するときは、この限りでない。

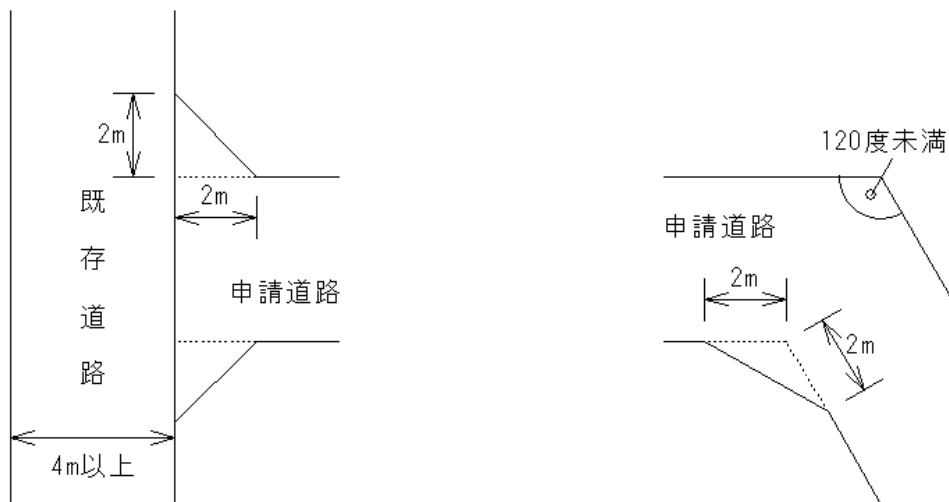


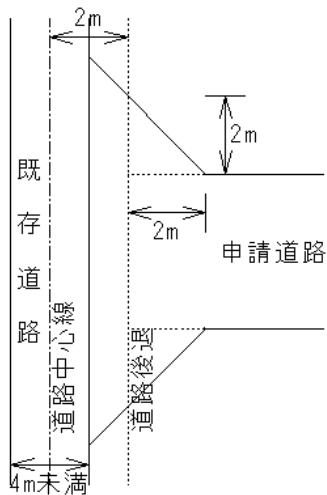
イ 転回広場を設置すべき位置に道路幅員が6メートル以上で延長が15メートル以上確保される場合にあつては、転回広場の設置は不要とする。



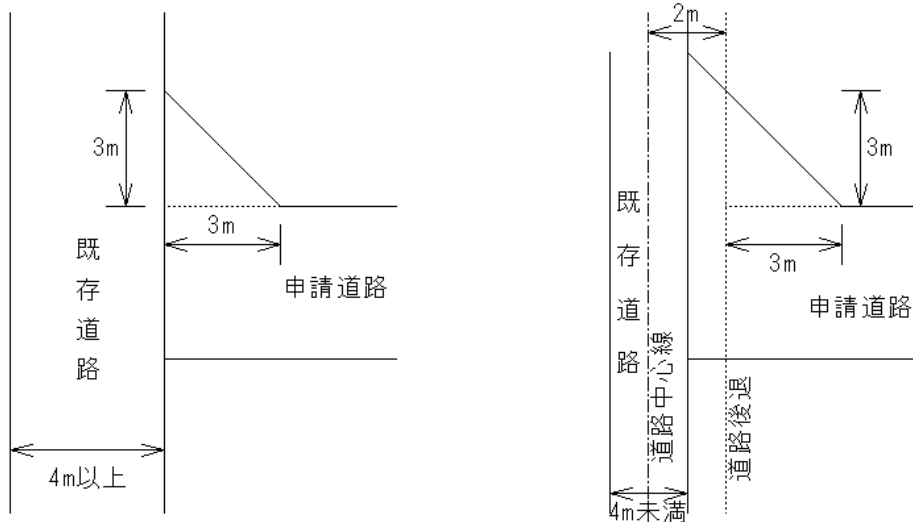
(5) 申請道路のすみ切り 令第144条の4によるほか特殊な場合は次のとおりとし、数値は有効寸法とする。

[令第144条の4第1項第2号に規定するすみ切り]

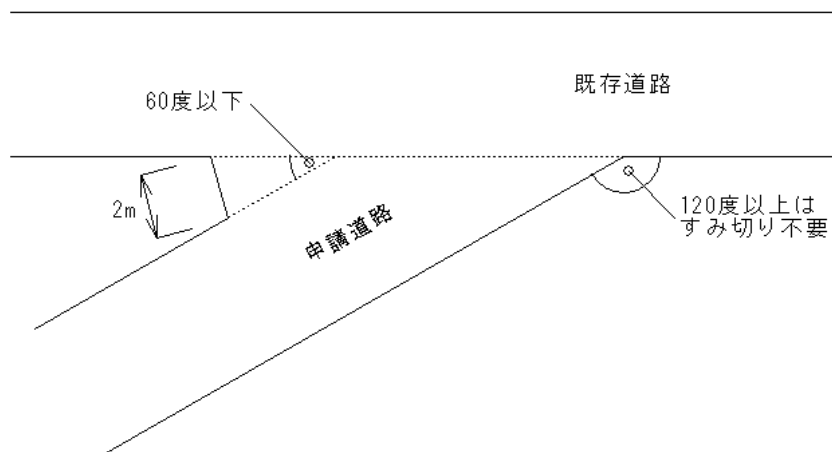




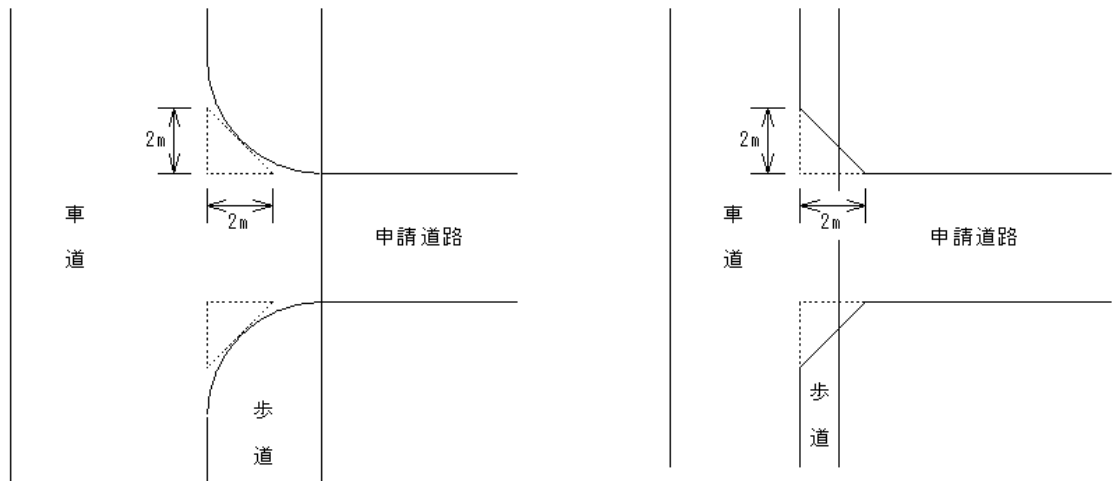
ア 交差点に既存の家屋、高い擁壁又は崖等があり、やむを得ず片すみ切りとなる場合は、隅角を挟む辺の長さが3メートル以上の二等辺三角形となるようにしなければならない。



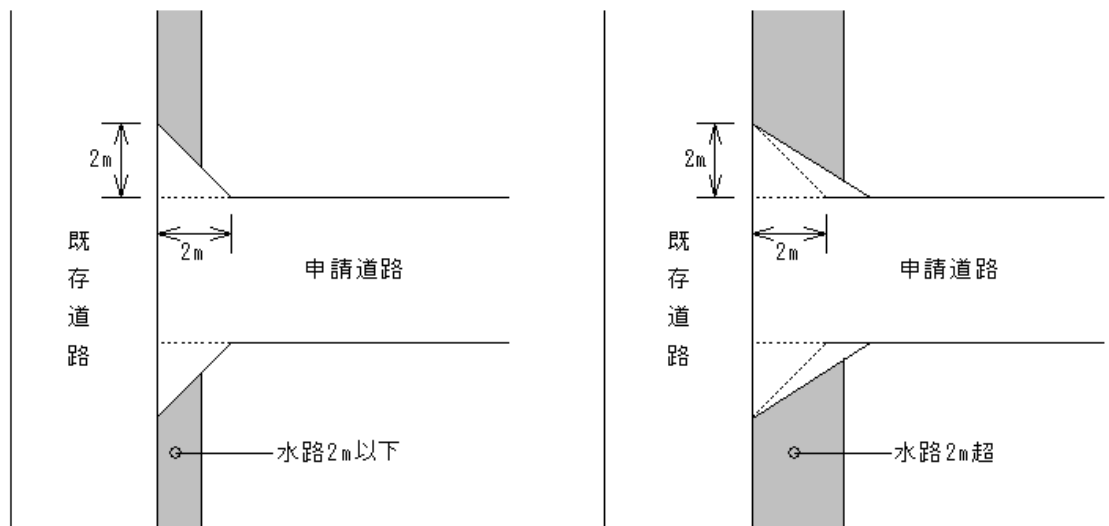
イ 申請道路が他の道路と同一平面で交差若しくは接続又は屈曲することにより生ずる内角が60度以下の場合、当該内角を頂点とする二等辺三角形の底辺の長さが2メートル以上となるようにすみ切りを設けなければならない。



ウ 歩道が設けてある既存道路に接続する申請道路のすみ切りは、当該道路の管理者の同意があるものに限り、歩道部分に設けることができる。



エ 申請道路を河川、水路等に接して築造する場合は、次の図によることとする。

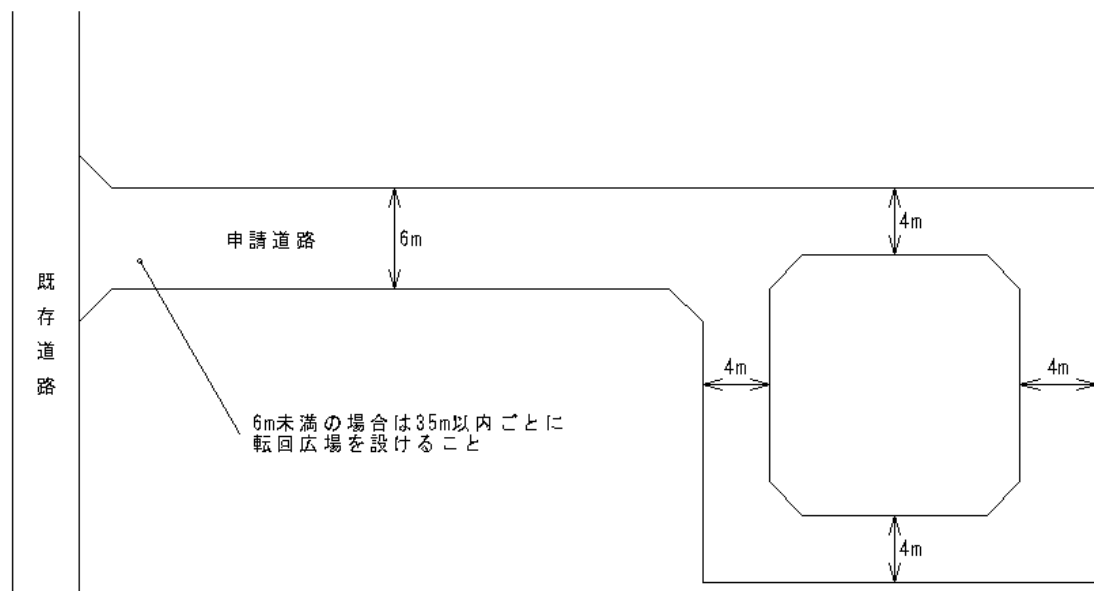


(築造基準)

第4条 申請道路の築造基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請道路の境界 側溝で明確に区画しなければならない。ただし、地形上やむを得ないと認められるときは、道路内に縁石等で区画することができる。
- (2) 申請道路の構造 アスファルト簡易舗装程度の構造以上とする。
- (3) 申請道路の勾配 申請道路の縦断勾配は、1 2パーセント以下とする。ただし、周囲の状況によりやむを得ず縦断勾配が1 2パーセントを超える場合においては、滑り止めの処置を講じる等避難及び通行の安全上支障がないようにしなければならない。

- (4) 申請道路の附属施設 周囲の状況により申請道路の通行の安全を確保する必要がある場合は、当該道路に防護柵、カーブミラーその他の安全施設を設けなければならない。
- (5) 申請道路の排水施設等
- ア 側溝は、申請道路の両側に設けなければならない。ただし、土地の状況により両側に設けることが著しく困難な場合は、片側とすることができる。
- イ 側溝その他の排水施設は、他の有効な排水施設に連結しなければならない。
- (6) 特例
- ア 一端が口字型（口字型に類する場合を含む。）となっている申請道路に至るまでの申請道路は、幅員が6メートル以上又は6メートル未満で延長35メートル以内ごとに転回広場が設けられているものは、袋路状道路とすることができる。
- イ 申請道路の計画がこの基準により難しい特殊な事情があり、かつ、避難及び通行の安全上支障がないと認められるときは、この基準によらず道路位置指定を受けることができる。この場合において、築造主は、この基準により難しい事情の説明書を提出しなければならない。



(手続基準)

第5条 申請道路に係る手続の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事前相談 道路位置指定（変更、廃止）申請書（細則別記様式第3号。以下「申請書」という。）の内容については、土地の権利関係及び周辺に与える影響を含めて整理・検討する必要があることから、市長に事前相談をするものとする。

(2) 申請書の記入方法等

- ア 申請区分（指定・変更・廃止） 不要の字句を抹消する。この場合における抹消する部分の押印は不要とする。
- イ 年月日 申請書を提出する年月日を記入する。
- ウ 申請者の住所及び氏名 申請者が法人の場合は、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入する。
- エ 申請道路の地名地番 申請道路の敷地となる土地（道路部分に限る。）の地名地番を字別の地番順に記入する。
- オ 申請道路の幅員 幅員が一定の場合は側溝等の施設を含む幅員を記入し、幅員が一定でない場合はそれぞれの幅員（すみ切り及び転回広場の拡幅部分を除く。）を記入する。
- カ 申請道路の延長及び総延長 申請道路の延長及び総延長を記入する。また、幅員が一定でない場合は、それぞれの幅員の各延長を記入し、各延長を合計した延長を総延長として記入する。
- キ 関係土地の面積 申請道路の面積、申請道路に関係する宅地の面積、申請道路及び宅地以外の土地（排水施設用土地等）の面積を記入する。

(3) 申請書の添付図書 申請書（正・副）には、別表に掲げる図書類を添付しなければならない。

(4) 図面作成に伴う注意事項

- ア 押印については、全て朱肉を使用すること。
- イ 申請書の訂正については、申請者の印で行うこと。

(5) 変更又は廃止の手続

- ア 変更の申請における承諾の必要な関係権利者の範囲は、当該変更申請に係る部分の道路に関して権利を有する者とする。
- イ 廃止の申請における承諾の必要な関係権利者の範囲は、当該廃止申請に係る道路に関して権利を有する者とする。

（維持管理）

第6条 位置指定道路の維持管理及び権利の移転については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 維持管理 位置指定道路の管理者又はその敷地の所有者は、当該道路を常に適正な形態に保つよう努めなければならない。
- (2) 権利の移転 道路の権利を移転する場合には、維持管理の義務についても移転するよう努めなければならない。

（指定の時期）

第7条 市長は、所定の要件を満たした道路が築造された後に道路位置指定を行う。

付 則

この要領は、平成30年9月10日から施行する。